

栃木県土地家屋調査士会
土地家屋調査士制度制定 70 周年記念シンポジウム

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

日本土地家屋調査士会連合会
会長 國吉正和

「不動産の終活」に対する土地家屋調査士による支援

第 1 土地家屋調査士は何をする人

土地家屋調査士の紹介

- 1 不動産登記・筆界手続等
- 2 所有者不明土地問題への関与
- 3 登記所備付地図の整備への関与
- 4 災害復興事業への関与
- 5 その他の公益的事業への関与

第 2 最近の改正法令の概要

- 1 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律
(令和元年法律第 29 号) : 令和 2 年 8 月 1 日施行
- 2 土地基本法等の一部を改正する法律
(令和 2 年法律第 12 号) : 令和 2 年 4 月 1 日施行
- 3 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律
(令和元年法律第 15 号) :
- 4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別特措法
(平成 30 年法律第 49 号) : 平成 30 年 11 月 15 日施行

第 3 法制審議会 民法・不動産登記法部会での検討概要

第 4 不動産の終活とは

土地家屋調査士制度を取り巻く最近の状況について

【土地家屋調査士の主な業務】

- ▶ 不動産の表示の登記（土地分筆、建物新築等）の申請の代理
- ▶ 筆界特定手続の代理
- ▶ 筆界が現地において明らかでないことを原因とする紛争についてのADR代理《弁護士と共同受任》（認定土地家屋調査士）等

【現員数】※R2.9.30

総数 16,460人
うち認定 5,550人

土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、
「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」が

令和2年8月1日に施行

使命の明確化、懲戒手続の適正・合理化、一人法人の可能化等



1 不動産登記、筆界特定手続等

- ✓ 不動産登記のオンライン申請の利用促進について、業界全体として積極的に取り組み、成果を上げつつある。（令和元年度のオンライン利用率 不動産登記：約62%）
また、令和元年11月11日から添付書面のPDF提出を認める「調査士報告方式」を開始
- ✓ 簡易迅速に筆界特定登記官が現地における筆界の判断を示す「筆界特定制度」について、その申請の代理のほか、筆界調査委員としても関与（令和元年の申請件数 2,267件）
- ✓ 地籍調査の円滑化・迅速化のために、地方公共団体に筆界特定の申請権限を付与する改正不動産登記法が令和2年9月29日に施行
- ✓ 土地家屋調査士が、弁護士との共同受任によるADR代理業務も可能とされていることを受けて、50の土地家屋調査士会において、当事者からの境界問題に関する相談について、「境界問題相談センター」を開設するなどして積極的に応じている。

2 所有者不明土地問題への関与

- ✓ 「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」において、所有者不明土地の所有者の探索や制度活用に当たり、各種の専門家の協力を得ながら業務を進めることで、効率的に事業を進捗させることが可能となるとされ、その専門家の一つとして土地家屋調査士の協力が期待されている。
- ✓ 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が令和2年11月1日に全面施行されており、所有者不明土地の解消に向けて、筆界と表示登記の専門家としての更なる活躍が期待される。

3 登記所備付地図の整備への関与

- ✓ 都市再生を円滑に推進するため、平成15年6月、内閣の都市再生本部において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を積極的に推進する「民活と各省連携による地籍整備の推進」と題する方針（平成地籍整備）が示された。
- ✓ 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）及び成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）等の政府方針において、「登記所備付地図の整備を一層推進する」ことが明記されており、土地家屋調査士の更なる協力が不可欠である。
- ✓ 法務局においては、土地家屋調査士の協力を得て、登記所備付地図（法14条1項地図）の作成作業を行っており、平成27年度からその対象が拡大された。

4 震災復興事業等への関与

- ✓ 震災による建物の滅失等に関する被災者に対する登記相談を被災地において実施【東日本大震災】
- ✓ 震災により倒壊した建物の滅失調査や地図の街区単位修正作業を実施【平成28年熊本地震】
- ✓ 被災地市町村との協定に基づき、被災建物の損壊認定の調査を実施【平成30年7月豪雨・令和元年台風第19号】

5 その他の公益的事業への関与

- ✓ 土地家屋調査士は、空家等対策計画の作成等に関する協議を行うために市町村が設置する「協議会」に構成員として参画するとともに、市町村長からの委任を受けて「特定空家等」に該当すると認められる「空家等」に対して立入調査を行うことが可能とされ、専門的な知見を活かして、空家等対策の推進に協力することが期待されている。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の概要

法務省民事局

現状

〔令和元年6月6日成立，令和元年6月12日公布，令和元年法律第29号〕

近年，司法書士・土地家屋調査士を取り巻く状況が大きく変化

- （例）✓ 簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への司法書士の関与が大幅に増加
- ✓ ADR 手続における代理や登記所備付地図の作成等の分野において，土地家屋調査士の活躍の場が拡大
- ✓ 空家問題・所有者不明土地問題への対応，自然災害における復興支援等に，それぞれ専門家として参画



➡ 業務範囲の拡大や活動範囲の広域化に伴い，司法書士・土地家屋調査士の制度について，以下の課題に対応する必要

課題① 専門家としての使命を
明確にする必要

課題② 現状に即して，懲戒手続
をより合理化する必要

課題③ 一人法人を認めることに
よる多様なニーズへの対応が必要

改正の概要

近年の状況の変化を踏まえ，司法書士法・土地家屋調査士法について，所要の改正を行う。

① 使命の明確化

司法書士・土地家屋調査士について，専門家としての使命を明らかにする規定を設ける。

司1条・調1条

* 規定のイメージ

▶ 司法書士

「司法書士は，司法書士法の定めるところによりその業務とする登記，供託，訴訟その他の法律事務の専門家として，国民の権利を擁護し，もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」

▶ 土地家屋調査士

「土地家屋調査士は，不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として，不動産に関する権利の明確化に寄与し，もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」



② 懲戒手続の適正・合理化

②-1 懲戒権者を法務大臣に変更

懲戒権者を「法務局又は地方法務局の長」から「法務大臣」に変更 司47条・調42条等
➡ 多様な事案について，法務大臣の一元的な指揮の下で，より適正・迅速な懲戒を実現

②-2 除斥期間を新設

懲戒事由の発生から7年経過後は，懲戒手続を開始しない制度（除斥期間）を新設
➡ 防御のための長期にわたる資料保管等の負担を軽減 司50条の2・調45条の2

②-3 戒告処分における聴聞を保障

戒告処分（※）においても聴聞手続を必須に
➡ 戒告処分の影響に鑑み，手続保障を充実（※）戒告処分：再びあやまちのないよう戒める処分。業務停止等の効果はない。 司49条3項・調44条3項

②-4 懲戒手続中に清算が終了した法人への懲戒処分を可能に

清算が終了した司法書士法人・土地家屋調査士法人への懲戒を可能に 法務省
➡ 懲戒逃れを防止 司48条2項・調43条2項

③ 一人法人の可能化

社員が一人の司法書士法人・土地家屋調査士法人の設立を可能とする。 司44条・調39条等

➡ 法人運営に関する多様なニーズに対応



* その他

▶ 施行日

令和2年8月1日

▶ 経過措置

- ・ 施行の際に懲戒手続が開始されていない場合には，新法施行前の事案にも，新法の除斥期間を適用
- ・ 新法施行前に社員が一人になって解散した法人についても，解散後3年以内は，法人を継続することを許容 など

背景・必要性

- 人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に**所有者不明土地や管理不全の土地が増加**。
- 所有者不明土地等の増加は**生活環境の悪化の原因、インフラ整備や防災上の重大な支障**となるなど、対応は喫緊の課題。
- 所有者不明土地対策等の観点から、人口減少社会に対応して**土地政策を再構築するとともに、土地の所有と境界の情報インフラである地籍調査の円滑・迅速化**を一体的に措置することが必要不可欠。



防災上の観点から適正な管理が求められる土地の例(イメージ)

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)

・所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、**土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置**、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について**2020年までに必要な制度改革の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。**

法案の概要

土地の適正な利用・管理の確保(土地基本法の改正)

- 人口減少社会に対応し、土地の適正な「利用」「管理」の確保の観点から土地政策を再構築：法全般(「目的」「基本理念」「責務」「基本的施策」)で、周辺に悪影響を与えないように「管理」をすることの重要性等を明確化

1. 土地の適正な利用・管理のための「土地基本方針」

- ・政府が策定する「土地基本方針」(閣議決定)を創設
- ・適正な利用及び管理を確保する観点からの「基本的施策」の今後の方向性を明示
 - 土地に関する計画制度に「管理」の観点を追加
 - 低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、管理不全土地対策の促進等を図る取組を政府一体となって加速

2. 所有者不明土地・管理不全土地の発生抑制・解消

- ・適正な「管理」に関する所有者等、国、地方公共団体等の「責務」を規定
- ・「所有者等の責務」として、登記等権利関係の明確化、境界の明確化に関する規定を追加
 - **地籍調査の円滑化・迅速化**、不動産情報の充実・最新化等を図る取組を加速

地籍調査の円滑化・迅速化(国土調査法等の改正)

- 地籍調査の優先実施地域*での進捗率は約78%(対象地域全体では約52%)であり、以下の措置を講じることで調査をスピードアップ

* 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域等を除く地域

① 新たな国土調査事業十箇年計画の策定

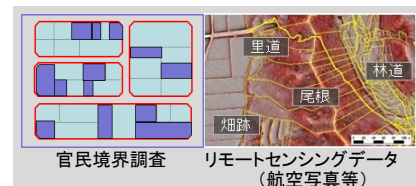
- ・②、③のような効率的な手法の導入等を盛り込んだ新たな十箇年計画(令和2年度～)を策定(※予算関連、日切れ扱い)

② 現地調査等の調査手続の見直し

- ・調査のために必要な所有者等への報告徴収権限の付与
- ・所有者探索のために固定資産課税台帳等を利用可能とする措置の導入
- ・所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設(省令改正)
- ・地方公共団体が不動産登記法上の筆界特定を申請できる措置の導入

③ 地域特性に応じた効率的調査手法の導入

- ・都市部：道路と民地との境界(官民境界)を先行的に調査し、認証を得て公表
- ・山村部：リモートセンシングデータを活用した調査手法の導入のため、現地立会いルールを見直し



▲効率的な調査手法のイメージ

【目標・効果】

- ・効率的調査手法の導入等により、地籍調査の優先実施地域での進捗率を、現在の約8割から約9割とする。

1. 「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を位置付け

- 令和2年の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載

2. 地籍調査の円滑化・迅速化を見込んだ事業量を設定

- 効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における実績事業量約1万km²と比較して1.5倍の進捗を目指すよう、事業量を設定
- 〔調査の実施にあたっては、防災対策、社会資本整備、都市開発、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携〕

3. 新たな指標（優先実施地域での進捗率）の提示

- 優先度の高い地域から地籍調査を実施するとともに、国民に対しその進捗を分かりやすく説明する観点から、第6次計画において用いている「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示

効率的な調査手法の例

【新たな調査手続の活用】

- 所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用
- 新たな現地立会いルールを活用 等

【地域特性に応じた調査手法の導入】

- リモートセンシングデータ（航空写真等）の活用 等



※上記のほか、民間等の測量成果の活用や、未着手・休止市町村の解消を計画に位置付け。

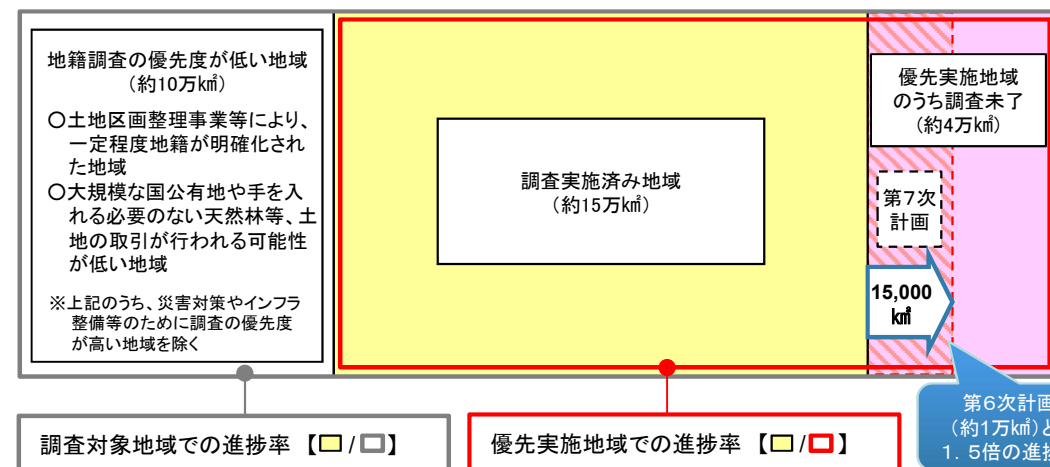
計画事業量

- 十箇年間で **15,000km²**

進捗率目標

- 優先実施地域での進捗率
現在：79% → **10年後：87%**
(約9割)
- 調査対象地域全体での進捗率
現在：52% → **10年後：57%**
(約6割)

優先実施地域等のイメージ図



土地の境界を明確化する地籍調査について、その円滑かつ迅速な実施を図るため、以下の措置を講じるとともに、当該措置による効率的手法の導入を盛り込んだ令和2年度を初年度とする第7次国土調査事業十箇年計画を策定【**国土調査促進特別措置法**】することとし、地籍調査の優先実施地域での進捗率(※)を、現在の約8割から約9割とすることを旨とする。

※優先実施地域*での進捗率は79%(対象地域全体では52%)

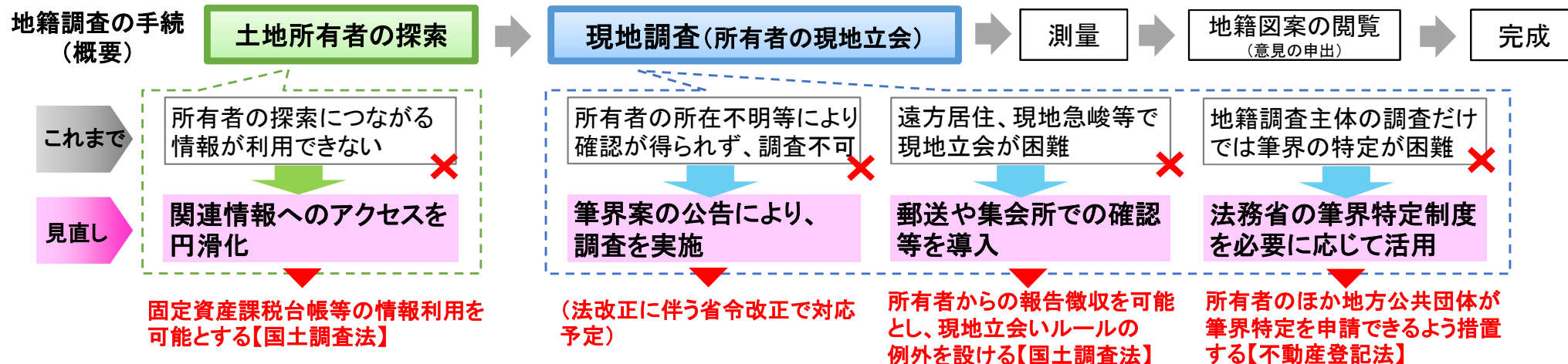
* 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域(大規模な国有地、手を入れる必要のない天然林等)を除く地域

(1) 現地調査等の手続の見直し

現行の課題： 立会を求める所有者の所在が不明な場合等は、調査が困難。

①所有者の所在を探索しやすくする

②探索しても所有者の所在が不明な場合等には、筆界案の公告等により調査を進め、地籍図を作成できることとする



(2) 都市部の地籍調査の迅速化

○ 防災やまちづくりの観点から、道路等と民地との境界(官民境界)を先行的に調査し、国土調査法上の認証を得て公表。

官民境界の調査成果について、都道府県知事等の認証を得て公表する特例を設ける【国土調査法】

官民境界の先行調査(イメージ)



調査する官民の境界
※街区を形成する道路等の管理者等とも更に連携

(3) 山村部の地籍調査の迅速化

○ リモートセンシングデータを活用した新手法の導入により、現地での立会や測量作業を効率化。

所有者からの報告徴収を可能とし、現地立会いルールを例外を設ける(再掲)【国土調査法】



リモートセンシングデータを活用して作成した筆界案を集会所等で確認(イメージ)

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の概要

法務省民事局

令和元年5月17日成立、5月24日公布、令和元年法律第15号

第1 表題部所有者不明土地とは

旧土地台帳制度下における所有者欄の**氏名・住所の変則的な記載**が、昭和35年以降の土地台帳と不動産登記簿との一元化作業後も引き継がれたことにより、**表題部所有者(※)欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記**となっている土地(表題部所有者不明土地)となり、それがそのまま解消されていない土地が全国に多数存在(**全国約50万筆調査の結果、約1%存在**)

(平成29年9月～平成30年5月調査)

(※)表題部所有者とは…所有権の登記(権利部)がない不動産について、登記記録の表題部に記録される所有者をいう。

当事者の申請により所有権の登記がされると、表題部所有者に関する登記事項は抹消される。

表 題 部 (土地の表示)		調製		除 白	不動産番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
地図番号	除 白	筆界特定		除 白		
所 在		特別区南都町一丁目				除 白
① 地 番	②地 目	③ 地 積		m ² 原因及びその日付〔登記の日付〕		
1 〇 1 番	宅地	3 〇 〇		〇 〇 不詳 〔平成2 〇 年1 〇 月1 4 日〕		
所 有 者		特別区南都町一丁目1 番1 号 甲 野 太 郎				

墓地、山林、畑等

(例)

① 住所の記載がない土地(単有・共有)

「A」

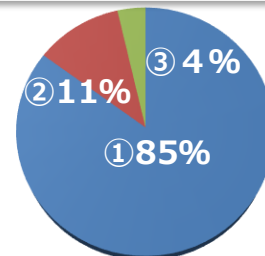
② 字持地

「大字〇〇」

③ 記名共有地

「A外〇名」等

種類別の内訳



第2 現状

- 所有者不明土地の中でも、氏名や住所の記録がないため、戸籍や住民票等による所有者調査の手掛かりがなく、**所有者の発見が特に困難**

→自治体における用地取得や民間取引において、交渉の相手方が全く分からず、用地取得や民間取引の**大きな阻害要因**に

- 表題部所有者不明土地を解消するためには、

- ・ 公的資料や歴史的な文献(例えば、寺で保管されている過去帳や、地域内の土地に関する歴史書等)を調査
- ・ その土地の経緯を知る近隣住民等からの聴き取り

などによる所有者の特定が必要

→**今後、歴史的資料の散逸や地域コミュニティの衰退により、所有者の特定がますます困難になるおそれ**

(政府方針)

○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

「変則的な登記(表題部所有者の氏名・住所が正常に記載されていない登記)の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる体制を速やかに整備する。」

第3 法律のポイント

1 表題部所有者不明土地について、所有者の探索に関する制度を設ける
(令和元年11月22日施行)

- ・登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与(各種台帳情報の提供の求め等)
- ・所有者等探索委員制度(必要な知識・経験を有する者から任命される委員に、必要な調査を行わせ、登記官の調査を補充する制度)を創設

2 探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける
(令和元年11月22日施行)

- ・探索の結果を踏まえて、表題部所有者の登記を改めるための規定を整備

3 探索の結果、所有者を特定することができなかった土地について、適切な管理を可能とする制度を創設する (令和2年11月1日施行予定)

- ・登記官が探索を行ってもなお所有者を特定することができなかった土地について、新たな財産管理制度(裁判所の選任した管理者による管理)を創設

第4 手続の流れ

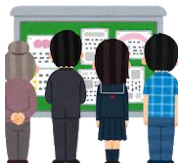
対象土地の選定

- 表題部所有者不明土地の解消を実施する地域の選定
- 所有者等の探索を行う表題部所有者不明土地の選定

所有者等(※)の探索の開始

- 職権で所有者等の探索を開始
- 探索を開始する旨を公告

※所有者等
現在又は過去の
所有者(又は共有者)



登記官による調査

- 利害関係人による意見等の提出
- 各種台帳(旧土地台帳, 戸除籍謄本等)の調査, 実地調査, 占有者・関係者からの聞き取り調査
- 立入調査
- 地方公共団体等に対する情報提供の求め

必要な場合
に指定

所有者等探索委員(※)による調査

- 各種台帳の調査
- 占有者・関係者からの聞き取り
- 実地調査等

※所有者等探索委員
…必要な知識・経験を有する者から任命



所有者等探索委員としての
意見を報告

登記官による表題部所有者の登記

- 特定された所有者等を表題部所有者とする登記

＜ 登記の例 ＞

- ①「A」→「住所 A」
- ②「大字〇〇」→「〇〇市」
- ③「A外2名」→「住所 持分△ A
住所 持分△ B
住所 持分△ C」



- 例外的に、表題部所有者として登記すべき者がいないときは、その旨及びその理由（**所有者等が特定できなかったこと等**）を登記

登記官による所有者等の特定

- 所有者等を特定することができた場合

- 1 特定された所有者
住所 〇〇県… 氏名 法務太郎
- 2 特定の理由
～の資料（及び所有者等探索委員の意見）を踏まえ、対象土地の所有者を〇〇に特定した。
- 3 調査した資料
戸除籍謄本, 各種台帳…

※ 所有者等の特定に関する記録を作成し、登記所に備え付け

所有者等を特定することが できなかった表題部所有者不明 土地等の管理

所有者等の探索を行った結果、所有者等を特定することができなかった表題部所有者不明土地（所有者等特定不能土地）については、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする（※）。

- 当該土地の繁茂した草木の伐採の許可
- 当該土地の買取りに応ずる権限⇒売却代金は所有者のために供託（供託金が時効消滅した後は、国庫に帰属）

※所有者等の探索を行った結果、法人でない社団等に帰属していることが判明したものの、その全ての構成員を特定することができず、又はその所在が明らかでない表題部所有者不明土地についても、同様の措置を講ずる。

●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

(平成30年6月6日成立、6月13日公布、平成30年法律第49号)

背景・必要性

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、**所有者不明土地(※)**が全国的に増加している。

(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

- 今後、相続機会が増加する中で、**所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。**
- **公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。**

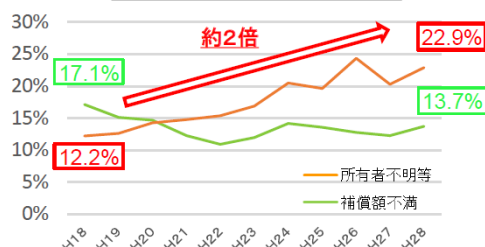
経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合：約 **20%**
(所有者不明土地の外縁)
- ・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(最狭義：**0.41%**の所有者不明土地)

直轄事業の用地取得業務において
あい路案件となっている要因



法律の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み 【平成31年6月1日施行】

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 公共事業における収用手续の合理化・円滑化 (所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定
(※)マニュアル作成等により、認定を円滑化
(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

② 地域福利増進事業の創設 (利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定
(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

地域福利増進事業のイメージ



ポケットパーク(公園)

(出典) 杉並区



直売所(購買施設)

(出典) 農研機構 広島県

2. 所有者の探索を合理化する仕組み 【平成30年11月15日施行】

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※)合理化を実施。

(※)照会の範囲は親族等に限定

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み 【平成30年11月15日施行】

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

【目標・効果】

- 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで)：約1/3短縮(約31→21ヵ月)
- 地域福利増進事業における利用権の設定数：施行後10年間で累計100件

平成 30 年 分 相 続 税 の 申 告 事 績 の 概 要

令和元年12月
国 税 庁

I 平成 30 年分における相続税の申告実績の概要

II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 1,362,470 人（前年対比 101.6%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 116,341 人（同 104.1%）で、その課税価格の総額は 16 兆 2,360 億円（同 104.2%）、申告税額の総額は 2 兆 1,087 億円（同 104.5%）でした。

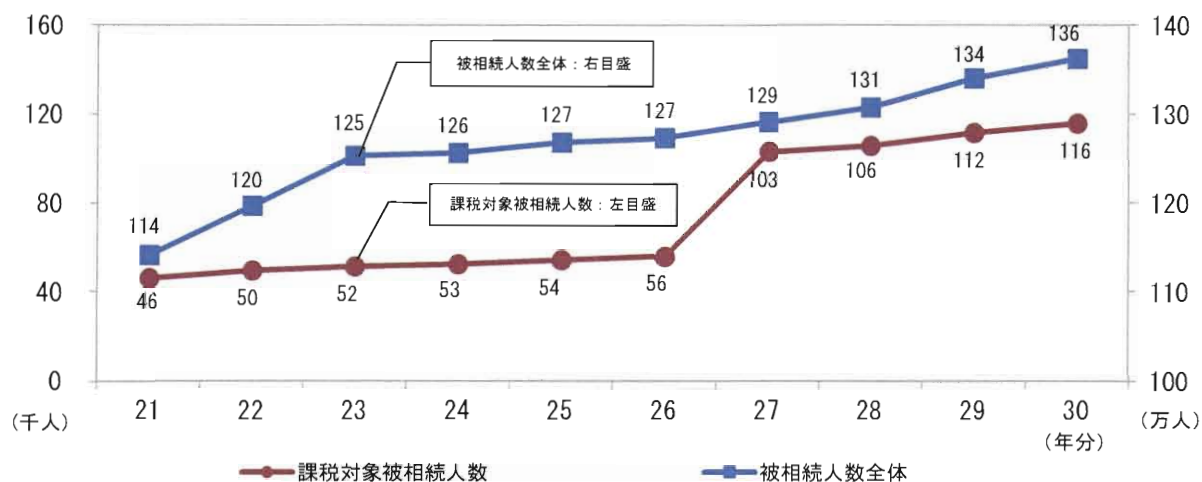
➤ 相続税の申告事績

項 目		年 分 等	平成29年分 ^(注1)	平成30年分 ^(注2)	対前年比
①	被相続人数(死亡者数) ^(注3)		人 1,340,397	人 1,362,470	% 101.6
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		外 32,153 人 111,728	外 33,140 人 116,341	外 103.1 % 104.1
③	課税割合 (②/①)		% 8.3	% 8.5	ポイント 0.2
④	相続税の納税者である相続人数		人 249,576	人 258,498	% 103.6
⑤	課税価格 ^(注4)		億円 外 16,535 155,884	億円 外 17,362 162,360	% 外 105.0 104.2
⑥	税額		億円 20,185	億円 21,087	% 104.5
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	課税価格 ^(注4) (⑤/②)	万円 外 5,143 13,952	万円 外 5,239 13,956	% 外 101.9 100.0
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,807	万円 1,813	% 100.3

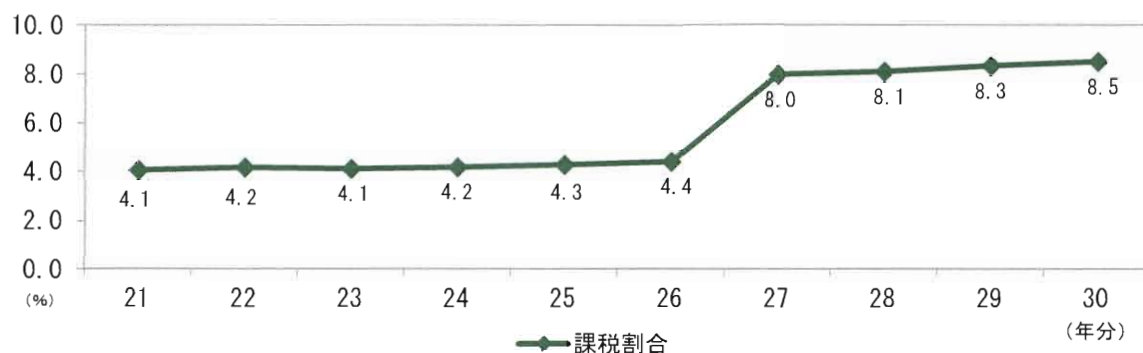
- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。
4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

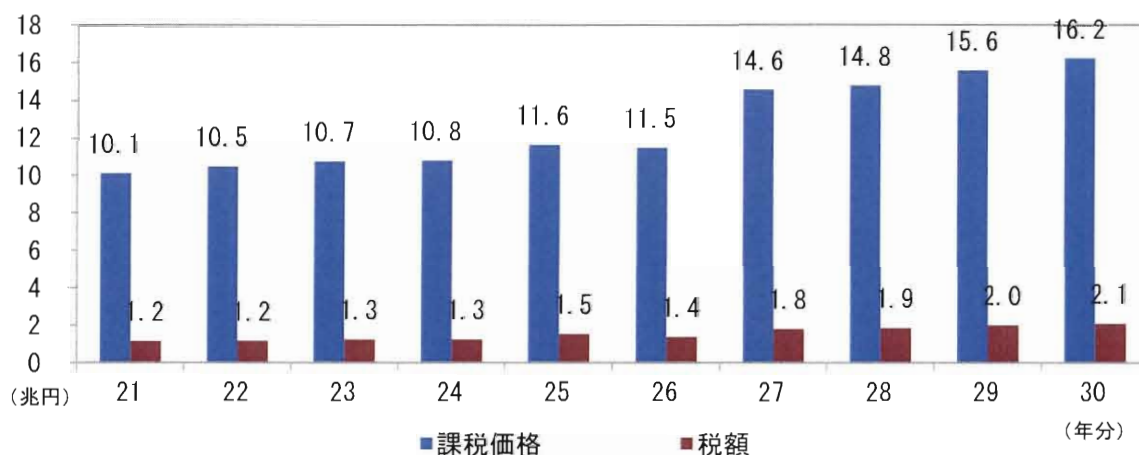
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

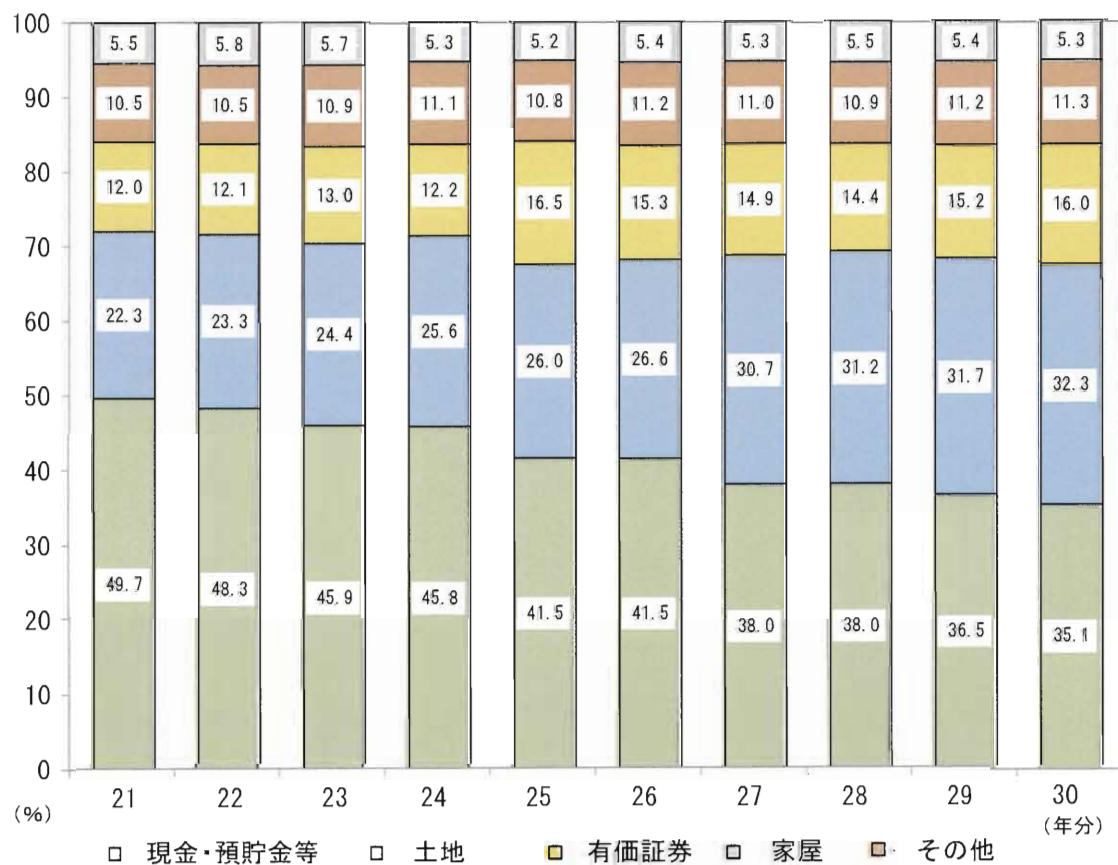
4 相続財産の金額の推移

(単位: 億円)

項目 年分	土 地	家 屋	有価証券	現 金・ 預貯金等	その他	合 計
平成21年	54,938	6,059	13,307	24,682	11,606	110,593
22	55,332	6,591	13,889	26,670	12,071	114,555
23	53,781	6,716	15,209	28,531	12,806	117,043
24	53,699	6,232	14,351	29,988	12,978	117,248
25	52,073	6,494	20,676	32,548	13,536	125,326
26	51,469	6,732	18,966	33,054	13,865	124,086
27	59,400	8,343	23,368	47,996	17,256	156,362
28	60,359	8,716	22,817	49,426	17,345	158,663
29	60,960	9,040	25,404	52,836	18,688	166,928
30	60,818	9,147	27,733	55,890	19,591	173,179

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。